

令和6年度三田市自動録音電話機等購入費補助事業 募集要項及び利用の手引き

高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止には、不審な電話に出ないことが効果的です。三田市では、被害防止のため、「着信前自動警告機能」と「自動録音機能」を備えた自動録音電話機等の購入費を助成します。

申請期間 令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金) 必着(郵送)
※ ただし、予算上限に達した時点で受付を終了します。

申請先 三田市消費生活センター
〒669-1528 三田市駅前町 2-1 (キッピーモール 6階)
電話:079-559-5032 ファクス:079-563-8001

補助対象者

次のすべての条件に当てはまる方

- ◆申請時に三田市内に住民登録があり、居住していること。
- ◆申請時に65歳以上である方、またはその方と同一世帯の方
- ◆申請時に本人または同一世帯の方が、市または兵庫県警察の自動録音電話機や通話録音装置等の貸与または無償配布を受けていないこと。
- ◆過去に本補助金の交付を受けた方が同一世帯にいないこと。

対象期間

令和6年4月1日(月)から令和7年1月31日(金)の間に購入した機器
※ ただし、期間内でも予算上限に達した時点で申請受付を終了します。

申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)
※ 郵送申請であるため、期限については当日消印有効です。
※ 予算の上限に達し次第、受付終了となります。



対象機器

自動録音電話機	通話内容を自動で録音する「自動録音機能」と、呼び出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す「着信前自動警告機能」との両方を備える固定電話機
外付け録音機	固定電話機に接続して使用する機器で、上記と同じ「自動録音機能」と「着信前自動警告機能」の両方を備えるもの

上記のいずれかの機器であり、次の条件に当てはまること。

- ◆補助対象者が令和6年4月1日から令和7年1月31日の間に購入し、住民登録地で実際に使用すること。
- ◆公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に記載されていること。(上記推奨品目録に記載のない場合は、「着信前自動警告機能」及び「自動録音機能」の両方を備えること。)

⇒目録は、右記の二次元コードまたは下記の URL でご覧ください。

<http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>



ご注意いただきたいこと

- ◆対象機器以外を購入すると補助金が受け取れません。ご購入の際は、必要な機能が備わっているかよくご確認ください。
- ◆中古品やオークション、フリマアプリ等での購入は、補助対象外です。
- ◆補助金交付後6年間は、三田市の承認なく譲渡、交換、売払、貸付け又は担保に供することはできません。
- ◆65歳以上の方、または同一世帯(同居)の方以外が購入された場合は、補助対象外となります。

補助金額

自動録音電話機	10,000 円(上限)
外付け録音機	5,000 円(上限)



- ◆購入額が上限に満たない場合は、購入額を補助します。
- ◆1世帯1台限りです。
- ◆百円未満の端数は切り捨てになります。
- ◆修理、点検、消耗品の交換、電力、通信その他機能の維持、設置、配送に係る経費およびポイント等を充当した額等は補助対象外です。

申請方法

1. 対象機器を購入し、三田市消費生活センターへ郵送で申請してください。
2. 申請には、次の書類等を同封してください。

	三田市自動録音電話機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書
	対象機器を購入したことがわかる書類(領収書やレシート、製品名や型番が確認できるカタログ、説明書などの書類)
	振込先口座番号、口座名義人などが確認できる書類(通帳、キャッシュカード等の写し) ※ 口座名義は、申請者本人に限ります。
	申請時において 65 歳以上の方の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書等(免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)の写し
	申請者が 65 歳以上の方と同一世帯の方である場合、申請者の住所、氏名が確認できる身分証明書等(免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)の写し

- ◆上記のほか、振込先口座が申請者本人以外の名義である場合は、委任状の提出をお願いします。
- ◆交付可否の審査の段階で追加の書類提出をお願いする場合があります。

交付の流れ

1. 補助対象機器を購入
2. 消費生活センターへ申請 (**郵送**)
3. 申請内容について審査
4. 補助金交付の可否を決定し、通知書を郵送
5. 指定口座に補助金を振り込み

1~2か月
混雑状況によって
前後します。

- ※ 郵送で到着した書類を順次審査し、通知や支払いの事務を行うため、お時間をいただきますことをご了承ください。
- ※ 申請書類は返却できません。



<申請郵送・お問い合わせ先>

三田市消費生活センター

〒669-1528 三田市駅前町 2 番 1 号(キッピーモール 6 階)

電話番号:079-559-5032

ファクス番号:079-563-8001

電子メール:syouhi_seikatsu@city.sanda.lg.jp

市ホームページURL:

https://www.city.sanda.lg.jp/kurashi/anzen_anshin/shohi_seikatsu/26835.html



記入例

こちらを参考に記入ください。

令和6年4月1日～令和7年1月31日
の記入日

三田市自動録音電話機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書

令和〇年〇月〇日

三田市長 あて

三田市自動録音電話機等購入費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

1. 記入事項(下の項目をすべて記入してください。)

(補助金を申請する人)

購入機器を使用する電話番号
(固定電話)

住所	〒669-1528 三田市 駅前町2-1		
(ふりがな) 氏名	① さんだ ○○ 三田 ○○	電話番号	(079) 559-5032 ※購入した機器に繋がる番号を記入

領収書等と同じ日付

(申請者の氏名・生年月日) ※世帯の中のお一人の方で結構です。	さんだ ○○ 三田 ○○	生年月日	大正 昭和 15年7月1日
---------------------------------	-----------------	------	---------------

(購入機器)

購入年月日	令和6年〇月〇日	機器の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 自動録音電話機 <input type="checkbox"/> 外付け録音機 ※いずれかにチェック
製品名	SD-〇〇AN1234	メーカー名	〇〇〇〇株式会社
購入金額	13,200 円	・機器の購入費のみ(設置費等は対象外) ・消費税及び地方消費税の額を含む	
補助額	10,000 円 (※100円未満切捨て)	「自動録音電話機」の場合は上限10,000円 「外付け録音機」の場合は上限5,000円 ※購入金額が上限額を下回る場合は購入金額を記入	

(振込先口座) ※振込先が申請者本人口座以外の場合は委任状の提出が必要です。

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	〇〇〇〇	銀行・信用金庫・ 農協・信用組合	〇〇〇	支店・本店・ 支所・出張所
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 定期 ※いずれかにチェック	口座番号		
ゆうちょ銀行 (郵便局)	記号	番号		
	1	2	3	0 - 5 5 9 5 1 5 4 1
(フリガナ) 口座名義人	② サンダ ○○ 三田 ○○	ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合、上の欄に、 ゆうちょ銀行の場合、下の欄に記入してください。		

①申請する人と②口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です。
委任状の様式は、ホームページからダウンロードするか、消費生活センターへお問い合わせください。